

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
居宅介護支援 あらかわ運営規程

平成 20 年 4 月 1 日制定

(事業の目的)

第1条 利用者に対して、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援を行う。

この事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護支援事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう、公平中立に行うこととする。

3 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各居宅サービス事業者、各保険医療機関、保険者、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

4 緊急事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 村上市社会福祉協議会 居宅介護支援 あらかわ
- (2) 事業所の所在地 村上市山口 444 番地

(従業者の資格)

第4条 当事業に従業する者は、介護支援専門員とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業者である会長（以下、会長とする。）は、管理者及び従業者を次のとおり配置し、職務内容を次のとおり定める。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 2人以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日、土曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、国民の休日、及び年末年始を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 居宅支援の提供方法及び内容については、次の方法によるものとする。

- 1 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- 2 居宅サービス計画の提供に関しては、次の事項に留意・配慮する。
 - ① 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供するものとする。
 - ② 利用者の課題分析票の種類はMDS-HC方式等を使用する。

利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。

なお、課題分析は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接に先立ち、面接の趣旨や目的を十分に説明し、理解を得るようにする。
 - ③ サービス担当者会議及び居宅サービス計画の立案

居宅サービス計画の立案に際しては利用者や家族の希望、課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を開催する。

なお、居宅サービス提供担当者の意見を徴し、必要があれば計画を修正する。
 - ④ 上記により作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。
 - ⑤ 居宅サービス計画は、主治医の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。
 - ⑥ 指定居宅サービスの提供が、特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。
 - ⑦ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護保険対象サービスのみならず保険対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も努めて盛り込むよう配慮する。

- ⑧ 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努める。さらに1ヶ月に一回以上は利用者を訪問し、引き続き利用者の課題の把握やモニタリングを行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。また、必要性に応じて訪問頻度を高めるものとする。
- 3 利用者が介護保険施設等への入所を希望し、居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設等への紹介など便宜を図ることとする。
- 4 居宅介護支援の提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすい説明をすることとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 居宅サービス計画を作成した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである場合は無料とする。

(事故発生の対応)

第9条 管理者は、利用者に対する指定介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。

村上市

(虐待防止に関する事項)

第10条の1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第11条 会長は、本事業の社会的使命を十分に認識し、介護支援専門員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に居宅介護支援を実施できるよう、介護支

援専門員の勤務体制を整備する。

なお、研修は次のとおり設けるものとする。

- ① 現任研修及び県指定の研修に参加
 - ② 任意の研修に参加
- 2 介護支援専門員その他の従業者は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業者との雇用関係が終了した場合においても、会長の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を行うこととする。
 - 3 管理者は、介護支援専門員その他の従業者の清潔保持及び健康状態について管理を行う。
 - 4 管理者は、提供した居宅介護支援について利用者から苦情があったときは、迅速・適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
 - 5 管理者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、介護支援専門員等の勤務の体制、利用料その他の費用の額、その他利用申込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
 - 6 管理者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸帳簿を整備しておかなければならない。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保持しなければならない。
 - 7 会長は、介護支援専門員等に身分を証す書類を携行させなければならない。また介護支援専門員等は、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。
 - 8 介護保険の基本理念に基づいて介護サービス情報の公表を行うこととする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日改正）

この規程の第6条第3号は平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月1日改正）

この規程は改正の日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則（平成26年12月25日改正）

この規程は平成26年12月25日から適用する。

附 則（平成28年11月29日改正）

この規程は平成28年11月29日から適用する。

附 則（平成29年3月27日改正）

この規程は平成29年3月27日に改正し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日改正）
この規程は平成 30 年 3 月 28 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 1 月 8 日改正）
この規程は、令和 5 年 1 月 8 日から適用する。